

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	給与費				計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
				期末手当 (千円)	年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)				
本年度											
長等											
議員											
その他の特別職	0	0					0	0	0		
計	0	0					0	0	0		
長等											
議員											
その他の特別職	10	9,606							1,476	11,082	
計	10	9,606							1,476	11,082	
長等											
議員											
その他の特別職	△ 10	△ 9,606							△ 1,476	△ 11,082	
計	△ 10	△ 9,606							△ 1,476	△ 11,082	
比較											

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費						計 (千円)	共済費 (千円)				合計 (千円)	備考	
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	勤奨手当 (千円)	期末手当 (千円)	地域手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)		扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)			特別勤務 手当 (千円)
本年度	5	18,610	8,950					27,560			7,075		34,635		
前年度	5	18,770	8,960					27,730			7,055		34,785		
比較	0	△ 160	△ 10					△ 170			20		△ 150		
職員手当の内	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	△ 25	△ 15	△ 25	0	25	0	0	0	0
	本年度	645	0	325	325	4,165	4,190	2,430	2,445	580	425	0	0	340	0
	前年度	655	0	325	325	4,190	4,190	2,445	2,445	580	400	0	0	330	0
	比較	△ 10	0	0	0	△ 25	△ 25	△ 15	△ 15	0	25	0	0	10	0
	区分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)					
本年度	5	0	0	0	0	0	0	35	0						
前年度	5	0	0	0	0	0	0	30	0						
比較	0	0	0	0	0	0	0	5	0						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		増減	増減		
給料	△ 160	1	制度改正に伴う増減分 △ 120	(1) 給与改定に伴う減分 △ 120	給与改定の状況(平成24年1月以降適用) 給料月額を0.6%引下げ (医療職給料表(1)を除く)
		2	昇給に伴う増加分 415	(1) 本年度昇給発令に係る所要額 415	平均昇給率 2.09%
		3	その他の増減分 △ 455	(1) 定数削減等に係るもの 0 (2) 新陳代謝等に係る減分 △ 455	
職員手当	△ 10	1	制度改正に伴う増減分 0	(1) 管理職手当 0	
		2	その他の増減分 △ 10	(1) 退職手当 0 (2) 定数増減等に係るもの 0 (3) その他 △ 10	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
平成24年1月1日現在	平均給料月額(円)	295,220
	平均給与月額(円)	334,381
	平均年齢(歳)	41.60
平成23年1月1日現在	平均給料月額(円)	317,140
	平均給与月額(円)	352,957
	平均年齢(歳)	43.00

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高	校 卒	141,900
大	学 卒	175,700
国の制度	高 校 卒	140,100
	大 学 卒	172,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級 別	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 24 年 1 月 1 日 現 在	1 級	1	20.0
	2 級	2	40.0
	3 級	1	20.0
	4 級		
	5 級	1	20.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	5	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 23 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級	2	40.0
	3 級	2	40.0
	4 級	1	20.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	5	100.0

(個別の探査的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技術の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技術の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内務組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工界給

区		分		行	政	職	
本 年 度	職	員	数 (A) (人)			5	
	界	給	に 係	る 職	員 数 (B) (人)	3	
			2号給 (人)			1	
			3号給 (人)				
			4号給 (人)			1	
			5号給 (人)			1	
	比	率	(B)/(A)	(%)			60.0
	職	員	数 (A) (人)				5
	界	給	に 係	る 職	員 数 (B) (人)		3
	前 年 度			2号給 (人)			
		3号給 (人)					
		4号給 (人)			2		
		5号給 (人)			1		
比		率	(B)/(A)	(%)			60.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給時期別		支給率	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)				
本年度	1,855	2,045	3.9	有		
前年度	1,855	2,045	3.9	有		
国の備度	1.9	2.05	3.95	有		

カ 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
国の備度(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養	手 当	異 なる	配偶者の手当額10,500円
地 域	手 当	異 なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居	手 当	同 じ	_____
通 勤	手 当	異 なる	自動車等使用者の手当額（通勤距離に依り、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	県営林事業債	千円 1,474,439	千円 1,426,440	千円 0	千円 52,087	千円 1,374,353

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源	繰入金		
平成20年度 緑資源幹線林道事業賦 課金	千円 69,785	平成21年度から 平成23年度まで	千円 27,505	平成24年度から 平成38年度まで	千円 42,280	国庫支出金	地方債	その他	繰入金
						千円	千円	千円	千円 42,280

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	区分		説明
						金額 千円		
1 使用料及び手数料			194,899	147,718	47,181			
	1 使用料		194,899	147,718	47,181			
		1 魚市場使用料	194,899	147,718	47,181	1 魚市場使用料	194,899	
2 繰入金			99,570	74,509	25,061			
	1 一般会計繰入金		99,570	74,509	25,061			
		1 一般会計から繰入	99,570	74,509	25,061	1 一般会計から繰入	99,570	
3 繰越金			1	1	0			
	1 繰越金		1	1	0			
		1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	
4 諸収入			8,003	8,758	△ 755			
	1 雑収入		8,003	8,758	△ 755			
		1 雑収入	8,003	8,758	△ 755	1 雑収入	8,003	
県債			0	198,000	△ 198,000			
	県債		0	198,000	△ 198,000			
		県営境港水産施設事業債	0	198,000	△ 198,000	県営境港水産施設事業債	0	
歳入合計			302,473	428,986	△ 126,513			

平成24年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

1 項 事業費

水産課・境港水産事務所 (0859-42-3167)

1 目 魚市場事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
魚市場事業 (職員人件費)	14,035	14,129	△94			(使用料) 9,825	4,210	
事業内容の説明 県営境港水産施設事業特別会計にて支弁する職員2名分の人件費である。								
魚市場事業 (事業費)	212,991	150,215	62,776			(使用料等) 152,698	60,293	
トータルコスト	229,083千円 (前年度 166,191千円) [正職員:2.0人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	県営境港水産物地方卸売市場の維持管理、施設修繕、巡視							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 市場の管理運営に要する経費である。 平成21年度から指定管理制度を導入し、業務の一部を委託している。 2 主な事業内容 市場管理委託費 (指定管理制度) 139,041千円 修繕料などその他管理運営経費 73,950千円								
安全と安心の市場と みなとづくり事業 (事業費)	12,638	8,019	4,619			(使用料) 8,847	3,791	
トータルコスト	15,052千円 (前年度 10,415千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	競場(2号上屋)床面の防滑工事							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 「いちば」と「みなと」という資源を有効活用するとともに「安全、安心な産地市場としての機能充実」を図るため、施設設備を整備するとともに意識を向上する取組を継続して進める。 2 主な事業内容 競場(2号上屋)内の床面防滑工事 12,638千円								

平成24年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

水産課・境港水産事務所 (0859-42-3167)

1目 魚市場事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
魚体選別機整備事業	0	198,000	△198,000					
トータルコスト	0千円 (前年度 199,598千円) [正職員:0.0人]							
事業内容の説明								
<p>県営境港水産物地方卸売市場の受入販売体制を強化するため魚体選別機を整備し、取扱量の維持向上、水産物の付加価値向上等を図る事業であるが、工事完了に伴い事業を終了するものである。</p>								

2款 公債費

1項 公債費

水産課 (内線：7309)

1目 元金

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	49,610	45,377	4,233			(使用料) 24,806	24,804	
トータルコスト	49,610千円 (前年度 45,377千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	元金償還							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>魚市場建設に伴う県債の元金償還に要する経費である。</p>								

水産課 (内線：7309)

2目 利子

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	13,199	13,246	△47			(使用料) 6,727	6,472	
トータルコスト	13,199千円 (前年度 13,246千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	利子支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>魚市場建設に伴う県債の利子支払に要する経費である。</p>								

平成24年度当初予算歳出事項別明細書(農林水産部)

(単位:千円)

款項目 節	県管境港水産施設事業特別会計								
		1款事業費				2款公債費			
			1項事業費				1項公債費		
			1目魚市場事業費				1目 元 金	2目 利 子	
1 報酬	2,121	2,121	2,121	2,121					
2 給料	7,444	7,444	7,444	7,444					
3 職員手当等	3,761	3,761	3,761	3,761					
4 共済費	3,157	3,157	3,157	3,157					
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 租債費									
9 旅費	201	201	201	201					
費用弁償									
普通旅費	201	201	201	201					
特別旅費									
10 交際費									
11 需用費	1,075	1,075	1,075	1,075					
12 役務費	758	758	758	758					
13 委託料	140,565	140,565	140,565	140,565					
14 使用料及び賃借料	2,777	2,777	2,777	2,777					
15 工事請負費	65,123	65,123	65,123	65,123					
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	305	305	305	305					
19 負担金、補助及び交付金	361	361	361	361					
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	73,745	10,936	10,936	10,936	62,809	62,809	49,610	13,199	
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄付金									
27 公課費	1,080	1,080	1,080	1,080					
28 繰出金									
予備費									
計	302,473	239,664	239,664	239,664	62,809	62,809	49,610	13,199	
財源内訳	国庫支出金								
	繰入金	99,570	68,294	68,294	68,294	31,276	31,276	24,804	6,472
	その他	8,004	8,004	8,004	8,004				
	事業収入	194,899	163,366	163,366	163,366	31,533	31,533	24,806	6,727

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
1 款 事 業 費	
1 項 事 業 費	
1 目 魚市場事業費	
報 酬 非常勤職員	1 人
給 料 一般職員	2 人
負担金、補助及び交付金 ・ 国有資産等所在市町村交付金	3 6 1
償還金、利子及び割引料 ・ 市場施設改良資金	8, 7 2 7
・ 一般会計への償還金	2, 2 0 9
2 款 公 債 費	
1 項 公 債 費	
1 目 元金	
償還金、利子及び割引料 ・ 市場施設改良資金	4 9, 6 1 0
2 目 利子	
償還金、利子及び割引料 ・ 市場施設改良資金	1 3, 1 9 9

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	給与費				計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
					調整手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
本年度	長等											
	議員											
	その他の特別職	1	2,121						2,121	327	2,448	
	計	1	2,121						2,121	327	2,448	
前年度	長等											
	議員											
	その他の特別職	1	2,121						2,121	321	2,442	
	計	1	2,121						2,121	321	2,442	
比較	長等											
	議員											
	その他の特別職	0	0						0	6	6	
	計	0	0						0	6	6	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費			合計	備考	
		給料 (千円)	職員手当 (千円)			計 (千円)	初任給調整 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)			
本年度	2	7,444	3,595			11,039						2,830	
前年度	2	7,508	3,599			11,107		2,822			13,929		
比較	0	△ 64	△ 4			△ 68		8			△ 60		
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
	本年度	258		130	1,666	972	232	170		15	136		
	前年度	262		130	1,676	978	232	160		15	132		
	比較	△ 4	0	0	△ 10	△ 6	0	10		0	4	0	
区分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特地勤務 手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)				
本年度	2							14					
前年度	2							12					
比較	0	0	0	0	0	0	0	2		0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		増	減		
給料	△ 64	1	制度改正に伴う増減分	△ 48 (1) 給与改定に伴う減分	給与改定の状況(平成24年1月以降適用) 給料月額を0.6%引下げ (医療職給料表(1)を除く)
		2	昇給に伴う増加分	166 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 2.09%
		3	その他の増減分	△ 182 (1) 定数削減等に係るもの (2) 新陳代謝等に係る減分	0 △ 182
職員手当	△ 4	1	制度改正に伴う増減分	0 (1) 管理職手当	0
		2	その他の増減分	△ 4 (1) 退職手当 (2) 定数増減等に係るもの (3) その他	0 0 △ 4

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
平成24年1月1日現在	平均給料月額(円)	350,900
	平均給与月額(円)	362,100
	平均年齢(歳)	49.50
平成23年1月1日現在	平均給料月額(円)	383,850
	平均給与月額(円)	442,050
	平均年齢(歳)	52.50

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高	校 卒	141,900
大	学 卒	175,700
国の制度	高 校 卒	140,100
	大 学 卒	172,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成24年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級	1	50.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

區 分	行 政 職		
	級	職員數 (人)	構 成 比 (%)
平 成 2 3 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級	1	50.0
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経 験を必要とする業 務を行う主事又は 技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法 （昭和22年法律第 67号）第158条第 1項の規定に基づ き設置される知事 の直轄下位の内部 組織並びに当該内 部組織の下に設け られる局及び課を いう。以下同 じ。）の課長補佐 の職務	困難な業務を行う 本庁の課長補佐の 職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う 本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

エ 昇給

区		分		行政職
本年度	職員数	(A)	(人)	2
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	1
	昇給級別内訳			2号給(人)
				3号給(人)
				4号給(人)
5号給(人)				
比率	(B)/(A)	(%)	50.0	
前年度	職員数	(A)	(人)	2
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	1
	昇給級別内訳			2号給(人)
				3号給(人)
				4号給(人)
5号給(人)				
比率	(B)/(A)	(%)	50.0	

才 期末手当・退職手当

区分	支給時期別		支給率	支給率計(月分)	職階上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)				
本年度	1.855	2.045	2.045	3.9	有	
前年度	1.855	2.045	2.045	3.9	有	
制度	1.9	2.05	2.05	3.95	有	

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特別措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
制度(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特別措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	配偶者の手当額10,500円
地 域 手 当	異 な る	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	自動車等使用者の手当額（通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金を係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金を等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
区	県営境港水産施設 事業債	千円 688,403	千円 826,026	千円 0	千円 49,610	千円 776,416

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	繰入金
平成20年度 鳥取県宮境港水産物地 方卸売市場管理委託	663,705 千円	平成21年度から 平成23年度まで	386,275 千円	平成24年度から 平成25年度まで	265,482 千円	千円	千円	265,482 千円	千円
平成23年度 鳥取県宮境港水産物地 方卸売市場管理委託	12,600			平成24年度から 平成25年度まで	12,600			12,600	0

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金			1,196	1,152	44			
	1 一般会計繰入金		1,196	1,152	44			
		1 一般会計から繰入	1,196	1,152	44	1 一般会計から繰入	1,196	
2 繰越金			72,252	80,722	△ 8,470			
	1 繰越金		72,252	80,722	△ 8,470			
		1 繰越金	72,252	80,722	△ 8,470	1 前年度繰越金	72,252	
3 諸収入			27,748	19,278	8,470			
	1 貸付金元利収入		27,748	19,278	8,470			
		1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	27,748	19,278	8,470	1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	27,748	
歳 入 合 計			101,196	101,152	44			

平成24年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計当初予算説明資料

1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費

1項 沿岸漁業改善資金貸付事業費

水産課（内線：7309）

1目 業務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
業務費	1,196	1,152	44				1,196	
トータルコスト	1,196千円（前年度 1,152千円）[正職員:0.0人]							
主な業務内容	事務委託料の支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業改善資金貸付金の貸付及び償還事務を信漁連に委託するのに要する経費である。								

水産課（内線：7309）

2目 貸付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
貸付金	100,000	100,000	0			(諸収入等) 100,000		
トータルコスト	102,414千円（前年度 102,396千円）[正職員:0.3人]							
主な業務内容	貸付申請・完了報告の審査、貸付金事務、償還事務、周知説明							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業の生産技術の改善、生活環境の改善及び漁業後継者の育成確保を図るため、沿岸漁業従事者等に対して、短・中期の無利子資金の貸付を行う。								
（単位：千円）								
区 分	貸付対象	償還期間	本年度 融資枠	貸付限度額				
経営等改善資金	エンジン、GPS、魚群探知機、養殖施設等	2～10年	87,000	500～25,000				
生活改善資金	居室、炊事施設、衛生施設等	2～7年	6,000	100～1,500				
青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始資金、研修教育資金等	3～10年	7,000	1,500～20,000				
計			100,000					

平成24年度当初予算歳出事項別明細書（農林水産部）

（単位：千円）

節	沿岸漁業改善資金助成事業特別会計				
	款 項 目	1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費			
		1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業費	1 目 業 務 費		2 目 貸 付 金
1 報 酬					
2 給 料					
3 職員手当等					
4 共 済 費					
5 災 害 補 償 費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃 金					
8 報 償 費					
9 旅 費					
費用弁償					
普通旅費					
特別旅費					
10 交 際 費					
11 需 用 費					
12 役 務 費					
13 委 託 料	1,196	1,196	1,196	1,196	
14 使用料及び賃借料					
15 工 事 請 負 費					
16 原 材 料 費					
17 公有財産購入費					
18 備 品 購 入 費					
19 負担金、補助及び交付金					
20 扶 助 費					
21 貸 付 金	100,000	100,000	100,000		100,000
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積 立 金					
26 寄 付 金					
27 公 課 費					
28 繰 出 金					
予 備 費					
計	101,196	101,196	101,196	1,196	100,000
財 源 内 訳	国庫支出金				
	繰 入 金	1,196	1,196	1,196	1,196
	そ の 他				
事業収入	100,000	100,000	100,000		100,000

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費		
1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業		
2 目 貸 付 金		
貸 付 金	・鳥取県沿岸漁業改善資金貸付金	100,000

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により農地法の一部が改正され、知事から農業委員会への権限移譲が行われたことにより、条例による移譲事務から削除する。</p> <p>2 概 要 対象となる事務が農業委員会の権能となったことにより、移譲事務から削除することとする。</p> <p>(1) 対象事務 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 他の市町村居住者による農地の所有権等の権利移動の許可 イ 農地を適正に利用していない場合に行う勧告及び許可の取消し（アの許可に係るものに限る。）等</p> <p>(2) 対象市町村 鳥取市、倉吉市、岩美町、八頭郡の町及び東伯郡の町</p> <p>3 施行期日 平成24年4月1日</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村	1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村
1の4 略		1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第260条第1項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理 (2) 第260条第2項の規定による告示	各市町村
略		1の5 略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)及び(2) 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)及び(2) 略	境港市及び日野郡の町
略		略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略	各町村	9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略	各市町村
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）	各市、岩	9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）	倉吉市、

次に掲げるもの (1)～(4) 略		次に掲げるもの (1)～(4) 略	
略		略	
24の3 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	岩美郡岩美町及び西伯郡大山町	24の3 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市、米子市及び倉吉市
		24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可 (2) 第3条第4項の規定による市町村長への通知 (3) 第3条第6項の規定による報告の受理及び条件の付与 (4) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告 (5) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し (6) 第49条第1項の規定による立入調査等((1)に掲げる事務に係るものに限る。) (7) 第50条の規定による報告の徴収((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡の町
24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	略	24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	略
24の5 略		24の6 略	
24の6 略		24の7 略	
24の7 略		24の8 略	
略		略	
36 土地区画整理法に基づく事務のうち、 <u>個人施行者、土地区画整理組合及び町村が施行する土地区画整理事業に係る事務</u> で次に掲げるもの (1)～(4) 略	各町村	36 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略	米子市、倉吉市、境港市及び各町村
37 土地区画整理法に基づく事務のうち、 <u>個人施行者及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務</u> で次に掲げるもの (1)～(5) 略	略	37 土地区画整理法に基づく事務のうち、 <u>個人施行者(市町村を除く。)</u> 及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	略

<p>38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの （1）～（5）略</p>	<p>米子市</p>	<p>38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの （1）～（5）略</p>	<p>米子市</p>
<p>39 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）<u>第38条第1項の規定による権利の設定等の承認</u></p>	<p>米子市</p>	<p>39 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）第12条の規定による路外駐車場の設置の届出及び変更の届出の受理 （2）第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理 （3）第13条第4項の規定による管理規程の変更の届出の受理 （4）第14条の規定による路外駐車場の休止等の届出の受理 （5）第18条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査 （6）第19条の規定による是正のために必要な措置等の命令</p>	<p>米子市、倉吉市及び境港市</p>
<p>40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）及び（2）略 （3）<u>第52条の2第2項（第53条第2項、第57条の3第1項及び第65条第3項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関との協議</u></p>	<p>各町村</p>	<p>39の2 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）<u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> （1）<u>第5条第1項の規定による施設の建設等の許可</u> （2）<u>第6条第1項の規定による施設の移転等の命令</u> （3）<u>第6条第2項の規定による施設の移転等及び公告</u> （4）<u>第38条第1項の規定による権利の設定等の承認</u></p>	<p>米子市</p>
<p>40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）及び（2）略 （3）<u>第52条の2第2項（第57条の3第1項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第53条第2項及び第65条第3項において準用する第42条第2項の規定による国の機関との協議</u></p>	<p>各町村</p>	<p>39の3 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和42年建設省令第3号）<u>第25条の規定による書面の交付</u></p>	<p>米子市</p>
<p>40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）及び（2）略 （3）<u>第52条の2第2項（第57条の3第1項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第53条第2項及び第65条第3項において準用する第42条第2項の規定による国の機関との協議</u></p>	<p>各町村</p>	<p>40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）及び（2）略 （3）<u>第52条の2第2項（第57条の3第1項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第53条第2項及び第65条第3項において準用する第42条第2項の規定による国の機関との協議</u></p>	<p>米子市、倉吉市、境港市及び各町村</p>

(4)～(11) 略		(4)～(11) 略	
41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの	各町村	41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの	米子市、 倉吉市、 境港市及 び各町村
略		略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表9の項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、9の2の項、9の3の項及び24の3の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

<p>条 例 名 等</p>	<p>県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 次の理由により、県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決を一部変更することについて、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>(1)平成24年度から農村災害対策整備事業が実施されることに伴い、土地改良法の規定に基づき、関係市町村から負担金を徴収するものである。</p> <p>(2)平成24年度から地域用水環境整備事業が実施されることに伴い、地方財政法の規定に基づき、関係市町村から負担金を徴収するものである。</p> <p>(3)平成24年度から農業体質強化基盤整備促進事業(彦名地区)が実施されることに伴い、地方財政法の規定に基づき、関係市町村から負担金を徴収するものである。</p> <p>2 概要 (1)農村災害対策整備事業の市町村負担割合14%を新たに規定する。</p> <p>(2)地域用水環境整備事業の市町村負担割合25%を新たに規定する。</p> <p>(3)農業体質強化基盤整備促進事業(彦名地区)の市町村負担割合13%を新たに規定する。</p> <p>3 適用時期 平成24年度分の市町村負担金から適用する。</p>

条例名等	鳥取県基金条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>森林整備の担い手の育成を図るためには間伐等の森林整備の充実による雇用の確保が必要である。</p> <p>このため、当該基金の設置目的に間伐等の森林整備を加え、この目的の達成に必要な経費の財源に充てるため、鳥取県基金条例(鳥取県森林整備担い手育成基金)の一部改正を行うもの。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県森林整備担い手育成基金の設置目的に「間伐等の森林整備」を加え、処分事由を「当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。」に改める。</p> <p>(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第68条の3</u>の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>5 略</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>2 <u>別表第1の第1欄に掲げる基金のうち、国から交付された交付金等が原資となっているものは、前項の規定にかかわらず、同表の第5欄に掲げる事由のほか、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てるため、これを処分することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(条例の廃止)</p> <p>2 略</p> <p>(鳥取県税条例の一部改正)</p> <p>3 略</p> <p>(鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例)</p> <p>4 <u>鳥取県介護保険財政安定化基金は、平成24年度に限り、介護保険法附則第10条第1項の規定に基づき、その一部を処分することができる。</u></p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>積立て</th> <th>運用益金の整理又は処理</th> <th>処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>11 鳥取県</td> <td>林業従事者の安全衛</td> <td>一般会計歳入</td> <td>(1) 一般会計歳入</td> <td>当該基金の設置</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	当該基金の設置	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第75条の2</u>の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</p> <p>5 略</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(条例の廃止)</p> <p>2 略</p> <p>(鳥取県税条例の一部改正)</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>積立て</th> <th>運用益金の整理又は処理</th> <th>処分事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>11 鳥取県</td> <td>林業従事者の安全衛</td> <td>一般会計歳入</td> <td>(1) 一般会計歳入</td> <td><u>この条例又は附</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	<u>この条例又は附</u>
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	当該基金の設置																											
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
11 鳥取県	林業従事者の安全衛	一般会計歳入	(1) 一般会計歳入	<u>この条例又は附</u>																											

森林整備 担い手 育成基金	生の水準の 向上、技術 及び技能の 向上、厚生 福利制度の 充実等並び に間伐等の 森林整備を 推進し、も って森林整 備の担い手 の育成を図 ること。	歳出予 算に定 める額	歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると き。	森林整備 担い手 育成基金	生の水準の 向上、技術 及び技能の 向上、厚生 福利制度の 充実等を推 進し、もっ て森林整備 の担い手の 育成を図る こと。	歳出予 算に定 める額	歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	則第2項 の規定に よる廃止 前の鳥取 県森林整 備担い手 育成基金 条例(平 成5年鳥 取県条例 第5号) の規定に より運用 益金とし て積み立 てられた 額であつ て現に存 するもの の合計額 に相当す る額の範 囲内にお いて、当 該基金の 設置目的 を達成す るために 必要な経 費の財源 に充てる とき。
12 鳥 取県 環境 学術 等研 究基 金	県内の大 学及び高等 専門学校に おける環境 その他の地 域の課題に 関する調査 研究に対す る助成等を行 い、もつ て環境の保 全及び快適 な環境の創	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1)		12 鳥 取県 環境 学術 研究 基金	県内の大 学及び高等 専門学校に おける環境 に関する学 術研究に対 する助成等 を行い、も って鳥取県 環境の保全 及び創造に 関する基本 条例(平成	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1)	

	造に関する 施策の推進 並びに個性 豊かな地域 社会の形成 に資すること。		のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		8年鳥取県 条例第19 号)による 環境の保全 及び快適な 環境の創造 に関する施 策の推進に 資すること。		のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		
13 鳥 取県 森林 整備 地域 活動 支援 基金	森林所有 者等に対し 森林の施業 の計画的か つ一体的な 実施に不可 欠な活動を 確保するた めの支援を 実施することにより、 適切な森林 整備を推進 し、もって 森林の有す る多面的な 機能を確保 すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		13 鳥 取県 森林 整備 地域 活動 支援 基金	国から交 付される交 付金を原資 として森林 所有者等に 対し森林の 施業の計画 的かつ一体 的な実施に 不可欠な活 動を確保す るための支 援を実施す ることによ り、適切な 森林整備を 推進し、も って森林の 有する多面 的な機能を 確保すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	(1) 当 該基金 の設置 目的を 達成す るため に必要な 経費の 財源に 充て ると き。 (2) 当 該基金 の原資 として 国から 交付さ れた交 付金を 国に返 還する ために 必要な 経費の 財源に 充て るとき。
				当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充					

てると
き。

略

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業及び後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

略

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定に資する事業に必要な費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
3 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第116条第5項及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

<p>付金を交付する事業に必要な費用に充てること。</p>	<p>国庫負担金の算定等に関する政令 (平成19年政令第325号) 第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。</p>						<p>国庫負担金の算定等に関する政令 (平成19年政令第325号) 第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。</p>		
-------------------------------	---	--	--	--	--	--	---	--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年1月19日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年1月19日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 東伯郡北栄町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金117,110円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成23年11月2日 イ 事故発生場所 東伯郡北栄町大島地内 ウ 事故の状況 鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を左折する際、左側路肩に停車中の和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	農業大学校	物品	デスクトップパソコン プリンター	1式	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	3,343,536	平成23年11月15日 ～平成27年11月14日	鳥取県立農業大学 校